

報道関係者 各位

令和8年6月30日

【照会先】

新潟労働局労働基準部健康安全課

課長 村井 千晴

主任地方産業安全専門官 村山 一雄

TEL : 025-288-3505

新潟県内における令和7年の労働災害発生状況を公表します

～高年齢労働者（60歳以上）の労働災害の割合が初めて3割超え～

新潟労働局（局長 黒部恭志）は、新潟県内における令和7年の労働災害の発生状況を取りまとめましたので公表します。

令和7年1月から12月までの労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は21人で前年より1人増加し、休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は2,663人で前年より35人増加しました。

（注）死亡者数、死傷者数とも新型コロナウイルス感染症のり患分を除く。

全死傷者数2,663人のうち60歳以上の労働者が850人（約32%）を占めています。

60歳以上の労働災害は増加傾向にあり、特に転倒災害の割合が非常に多くなっています。

令和8年度は、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、高年齢労働者・外国人労働者の労働災害防止対策、建設業・製造業の労働災害防止対策などの推進に取り組んでいきます。

なお、7月1日から7日までの間は全国安全週間を実施しており、事業場や関係業界団体等に対して、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけていきます。

（概要は次ページに掲載）

【令和7年の新潟県内における労働災害発生状況の概要】

1 死亡者数 ※2

○死亡者数は21人と過去10年間では平成28年に次いで2番目に多い人数となった。

○業種別では、

建設業 6人(前年比2人減)

製造業 6人(前年比1人増)

商業 4人(前年比3人増)

道路貨物運送業 3人(前年比±0)

などとなった。

○事故の型別では、

「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故(道路)」がそれぞれ5人

「墜落・転落」及び「高温・低温物との接触」がそれぞれ3人

「崩壊・倒壊」及び「激突され」がそれぞれ2人

「感電」が1人

となった。

○年齢別では、40歳代の労働者が7人で最多、次いで60歳～が5人などとなっている。

2 死傷者数 ※3

○死傷者数は2,663人となり、前年比で35人(1.3%)の増加となった。

○事故の型別では、

「転倒」754人(前年比48人・6.8%増)

「墜落・転落」441人(前年比51人・13.1%増)

「動作の反動・無理な動作」386人(前年比29人・%7.0減)

「はさまれ・巻き込まれ」309人(前年比24人・7.2%減)

「切れ・こすれ」171人(前年比5人・2.8%減)

「交通事故(道路)」101人(前年比21人・26.3%増)

などとなっている。

○年齢別では、

60歳以上が850人(前年比78人・10.1%増)となっており、60歳以上の死傷者数が死傷者全体の約32%を占めている。

○外国人労働者の死傷者数は77人となり、前年に比べ17人、28.3%増加した。

※1 死亡者数及び死傷者数は、いずれも新型コロナウイルス感染症のり患者を除いたもの。

※2 死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計

※3 事業者から提出される労働者死傷病報告をもとに、休業4日以上の死傷者数を集計。

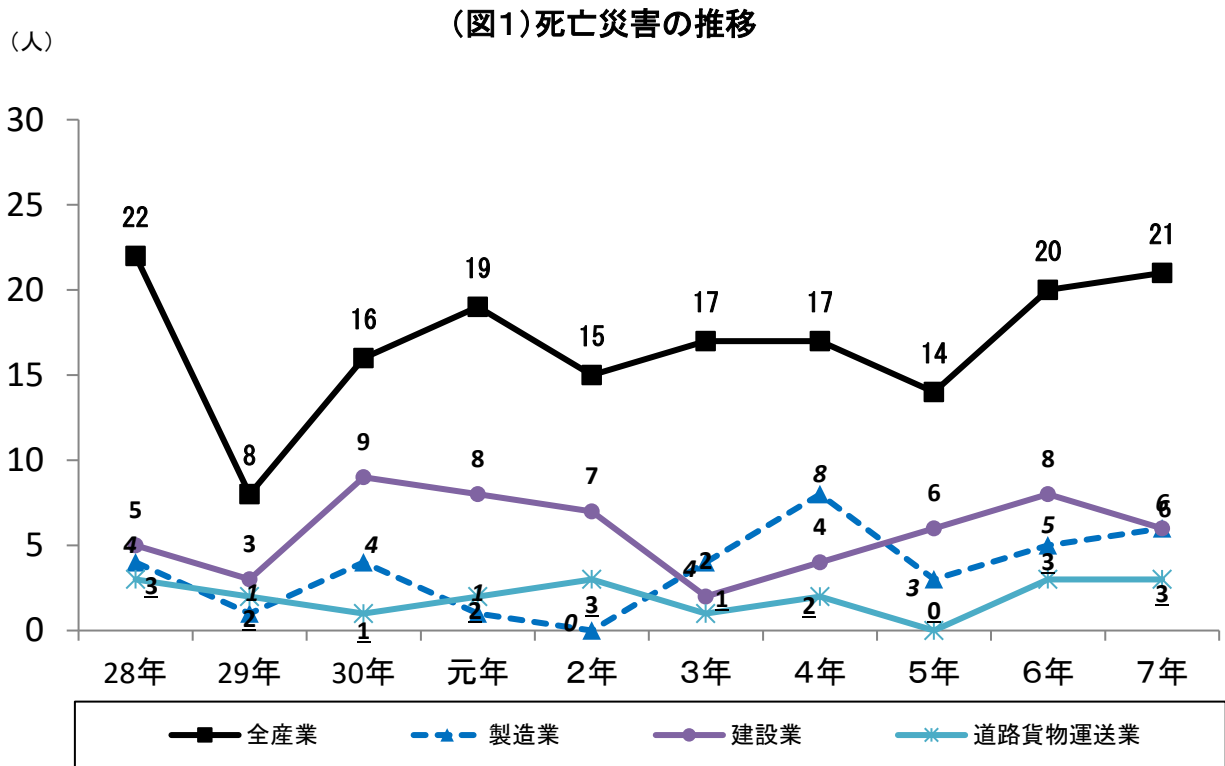
なお、これらの件数に通勤中に発生した災害の件数は含まない。

【別添】—令和7年 労働災害発生状況—

—令和7年 労働災害発生状況—

1 死亡災害について

(1) 令和7年(令和7年1月から12月まで)の労働災害での死亡者数は21人で、前年と比較して1人増となりました(図1)。



(2) 業種別にみると、製造業及び建設業が6人(28.6%)と最も多く、次いで、商業が4人(19.0%)となっています(表1)。

(表1)業種別死亡災害発生状況

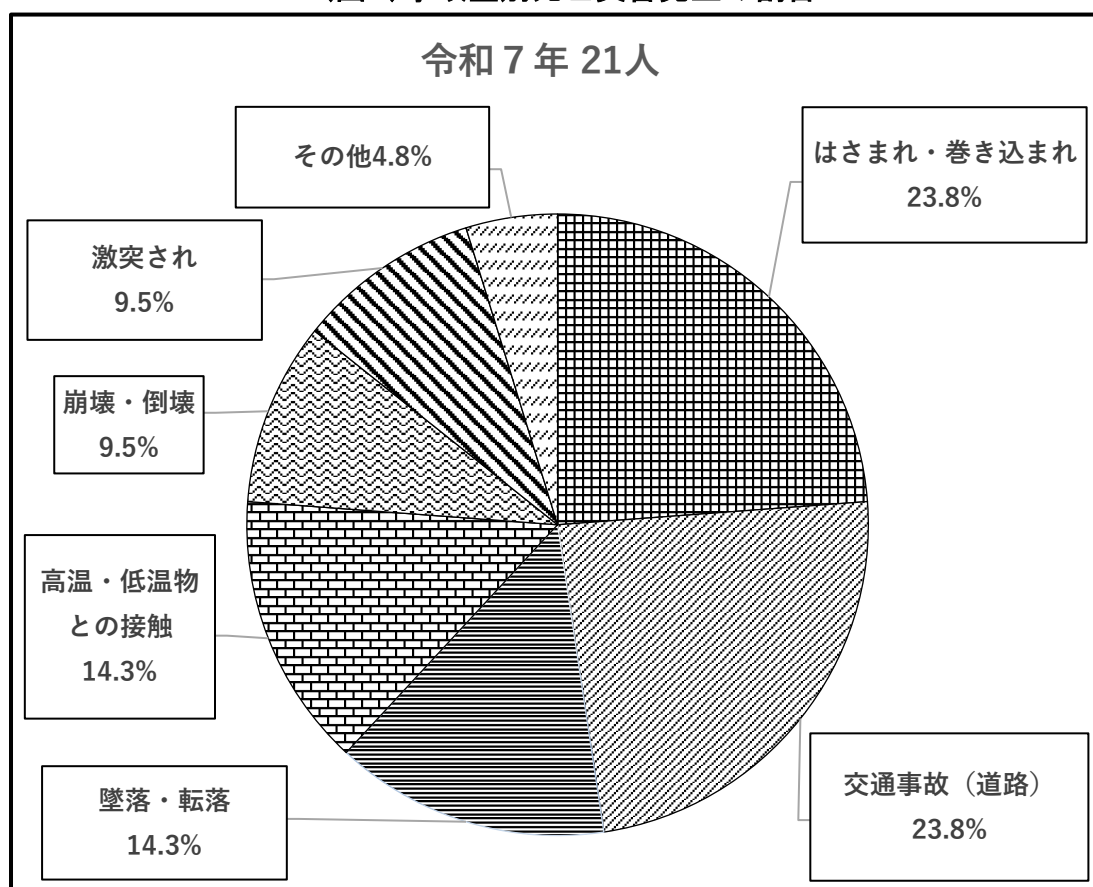
	製造業	建設業	道路貨物運送事業	農林業	商業	その他の業種	計
令和7年	6	6	3	1	4	1	21
令和6年	5	8	3	0	1	3	20

- (3) 事故の型別にみると「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故(道路)」でそれぞれ5人、「墜落・転落」及び「高温・低温物との接触」でそれぞれ3人、「崩壊・倒壊」及び「激突され」でそれぞれ2人などとなっています(表2、図2)。

(表2)事故型別死亡災害発生状況

事故の型別	令和7年	令和6年	前年比(人)
墜落・転落	3	5	-2
飛来・落下	0	2	-2
崩壊・倒壊	2	1	+1
激突され	2	1	+1
はさまれ・巻き込まれ	5	4	+1
おぼれ	0	3	-3
高温・低温物との接触	3	0	+3
交通事故(道路)	5	2	+3
その他	1	2	-1
合計	21	20	+1

(図2)事故型別死亡災害発生の割合

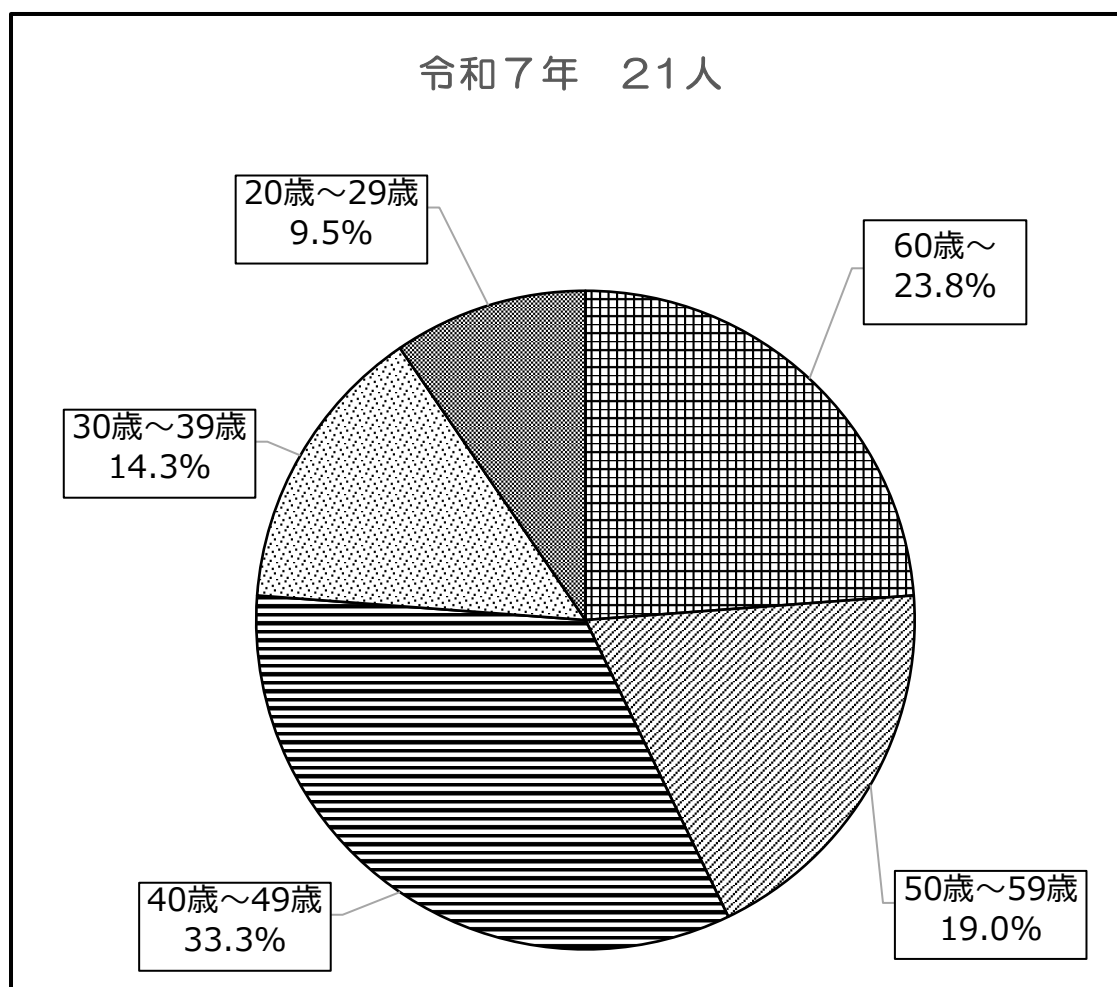


(4) 年齢別にみると、40歳～49歳が7人、60歳以上が5人、50歳～59歳が4人、30歳～39歳が3人、20歳～29歳が2人となっています(表3、図3)。

(表3)年齢別死亡災害発生状況

年齢別	令和7年	令和6年	前年比(人)
～19歳	0	0	±0
20歳～29歳	2	2	±0
30歳～39歳	3	1	+2
40歳～49歳	7	2	+5
50歳～59歳	4	7	-3
60歳～	5	8	-3
合計	21	20	+1

(図3)年齢別死亡災害発生の割合

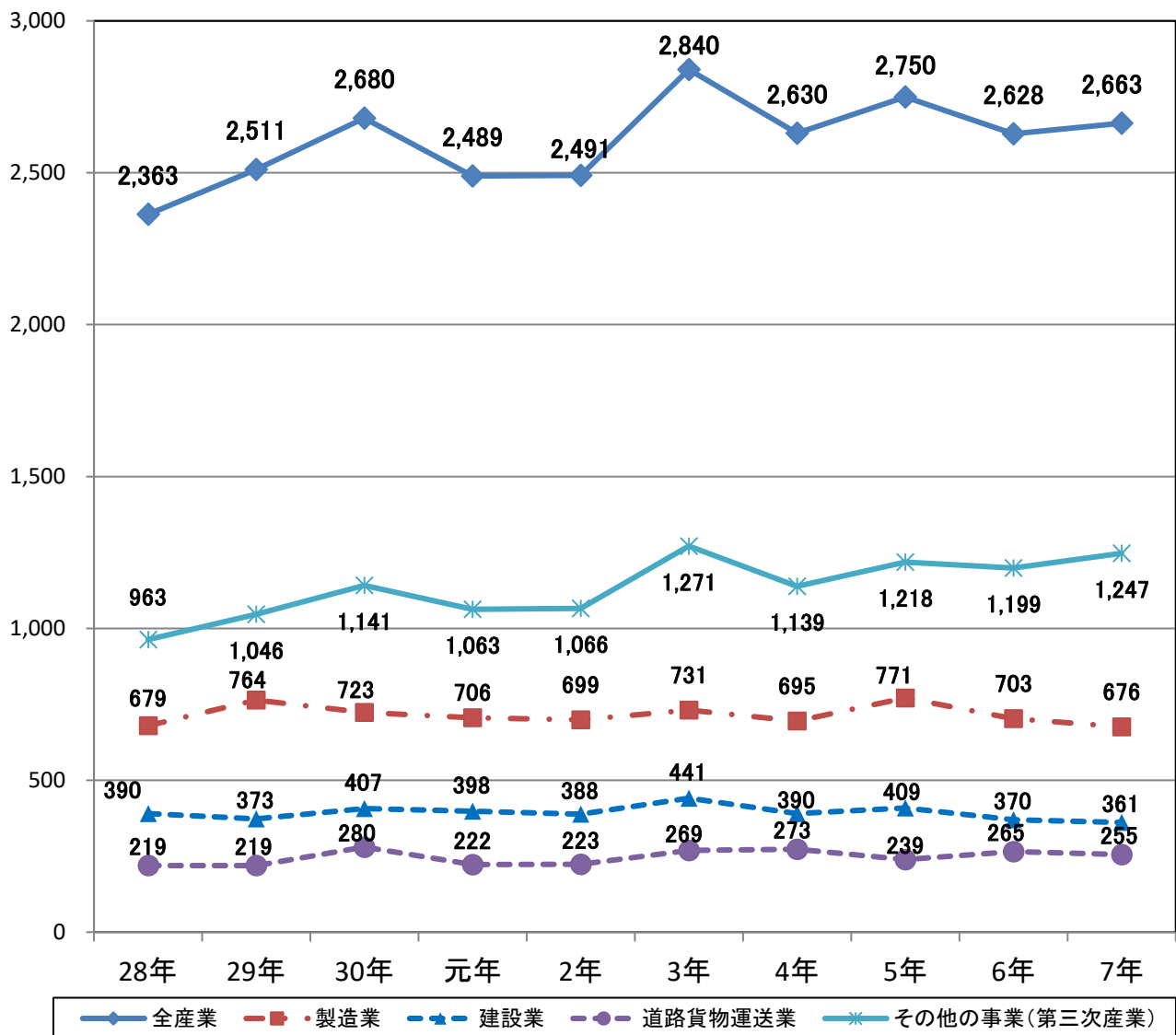


2 令和7年における休業4日以上死傷災害発生状況

- (1) 令和7年(令和7年1月から12月まで)の労働災害による休業4日以上死傷者数は2,663人で、前年と比較して35人(1.3%)の増加となりました(図4)。
- (2) 業種別にみると、その他の事業(第三次産業等)が1,247人(46.8%)と最も多くを占め、次いで、製造業が676人(25.4%)、建設業が361人(13.6%)、道路貨物運送業が255人(9.6%)となっています(図4)。

(図4)休業4日以上死傷災害の推移

単位：(人)



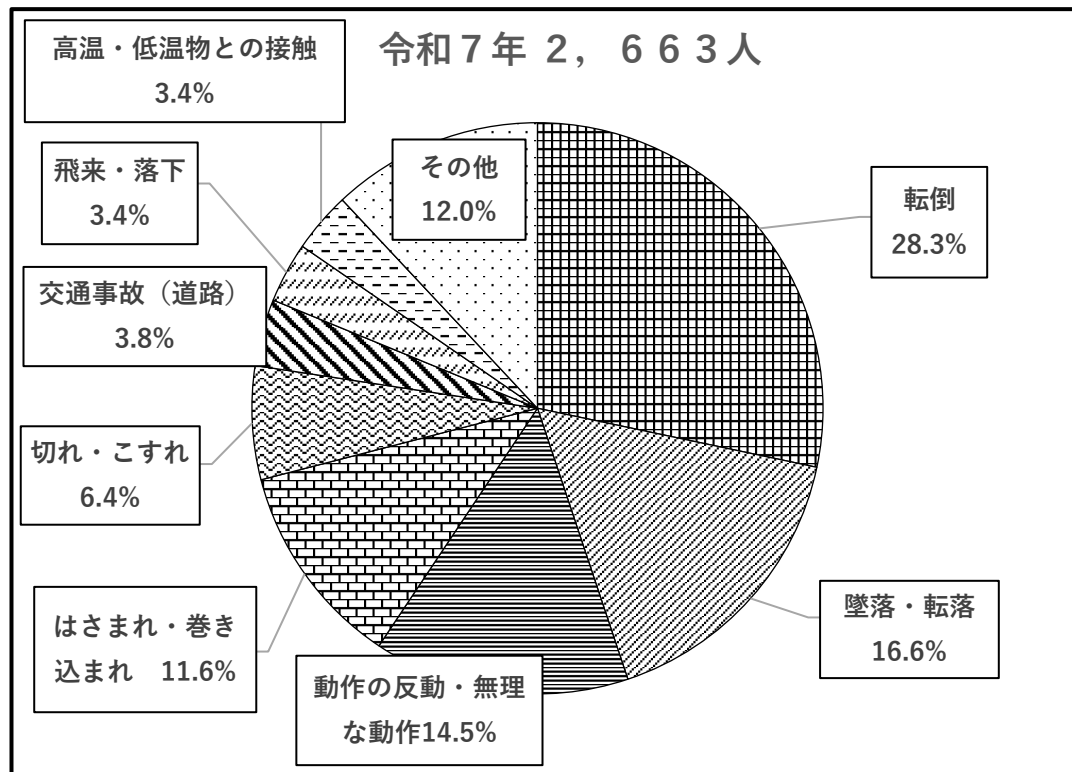
(3)事故の型別にみると、「転倒」の754人が最も多く全体の28.3%を占めています。
 次いで「墜落・転落」が441人(16.6%)、「動作の反動・無理な動作」が386人(14.5%)、
 「はさまれ・巻き込まれ」が309人(11.6%)、となっています(表4、図5)。

(表4)主な事故型別死傷災害発生状況

	令和7年	令和6年	前年比(人)
全産業	2,663	2,628	+35

事故の型別	令和7年	令和6年	前年比(人)
転倒	754	706	+48
墜落・転落	441	390	+51
動作の反動・無理な動作	386	415	-29
はさまれ・巻き込まれ	309	333	-24
切れ・こすれ	171	176	-5
交通事故(道路)	101	80	+21
飛来・落下	91	107	-16
高温・低温物との接触	91	59	+32
その他	319	362	-43

(図5)事故型別死傷災害発生の割合



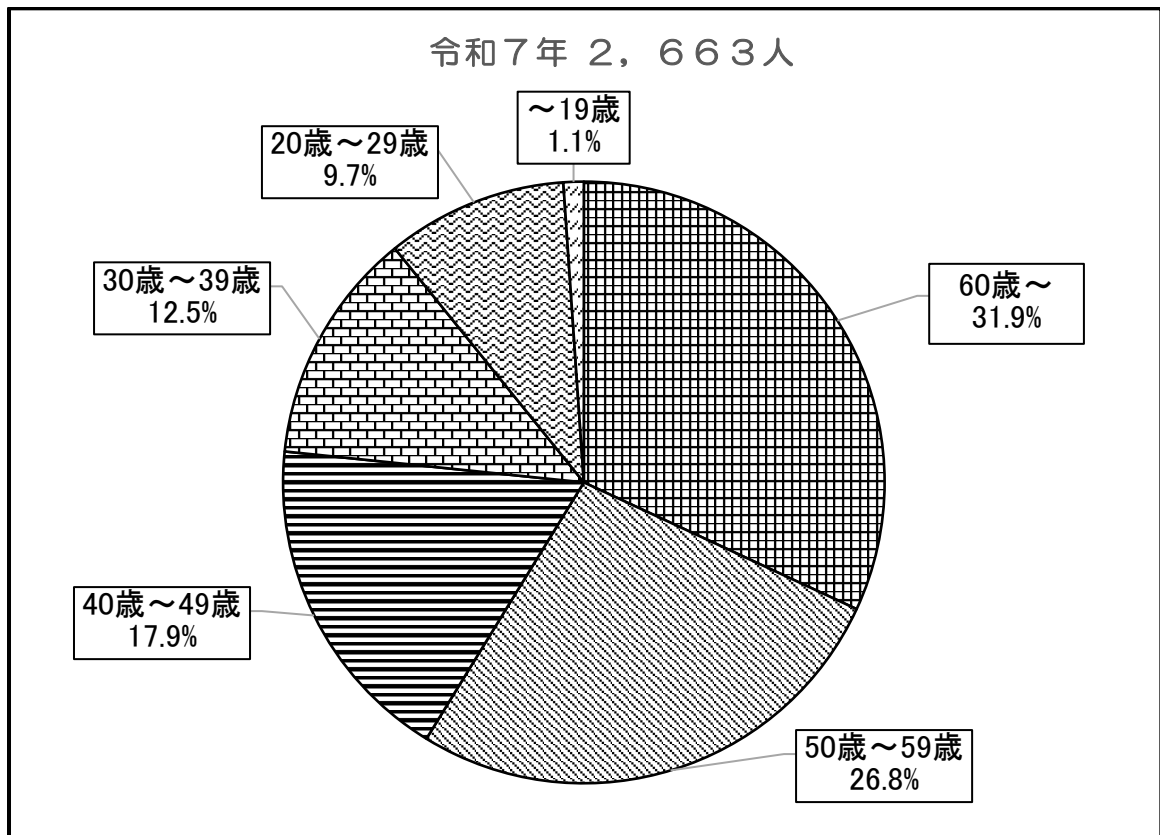
(4) 年齢別にみると、60歳以上が850人と最も多く31.9%を占め、次いで50歳～59歳が715人で26.8%を占めています。

また、60歳未満の災害は減少に転じましたが、60歳以上の災害は増加しています(表5、図6)。

(表5)年齢別死傷災害発生状況

年齢別	令和7年	令和6年	前年比(人)
～19歳	29	27	+2
20歳～29歳	259	285	-26
30歳～39歳	334	309	+25
40歳～49歳	476	481	-5
50歳～59歳	715	754	-39
60歳～	850	772	+78
合計	2,663	2,628	+35

(図6)年齢別死傷災害発生の割合

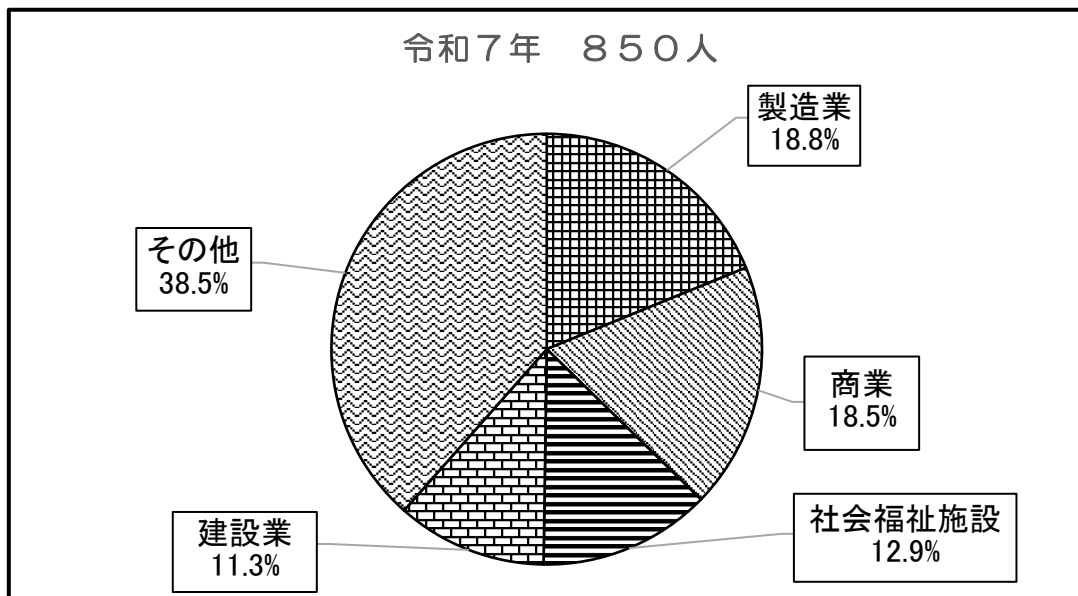


(5) 高年齢労働者(60歳以上)の死傷者数は850人と前年に比べ78人増加しました。新潟労働局においては、初めて全死傷者数の3割以上を占める結果となりました(表6、7、図7、8、9)。

(表6)高年齢労働者の業種別の死傷災害発生状況

	令和7年	令和6年	前年比(人)
製造業	160	161	-1
商業	157	131	+26
社会福祉施設	110	79	+31
建設業	96	117	-21
その他	327	284	+43
合計	850	772	+78

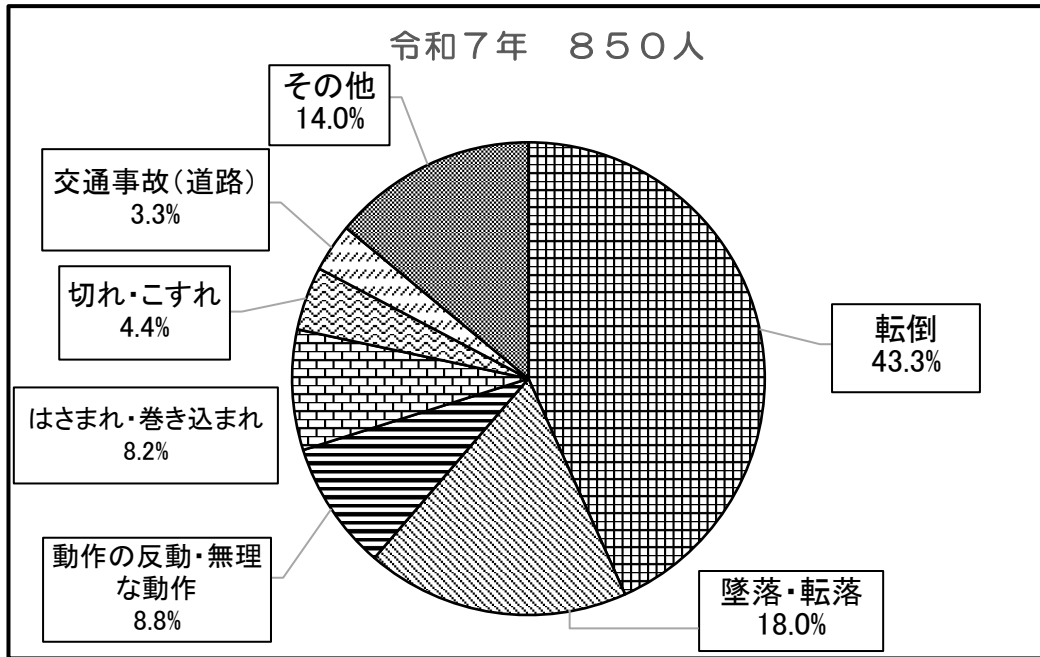
(図7)高年齢労働者の業種別の死傷災害発生の割合



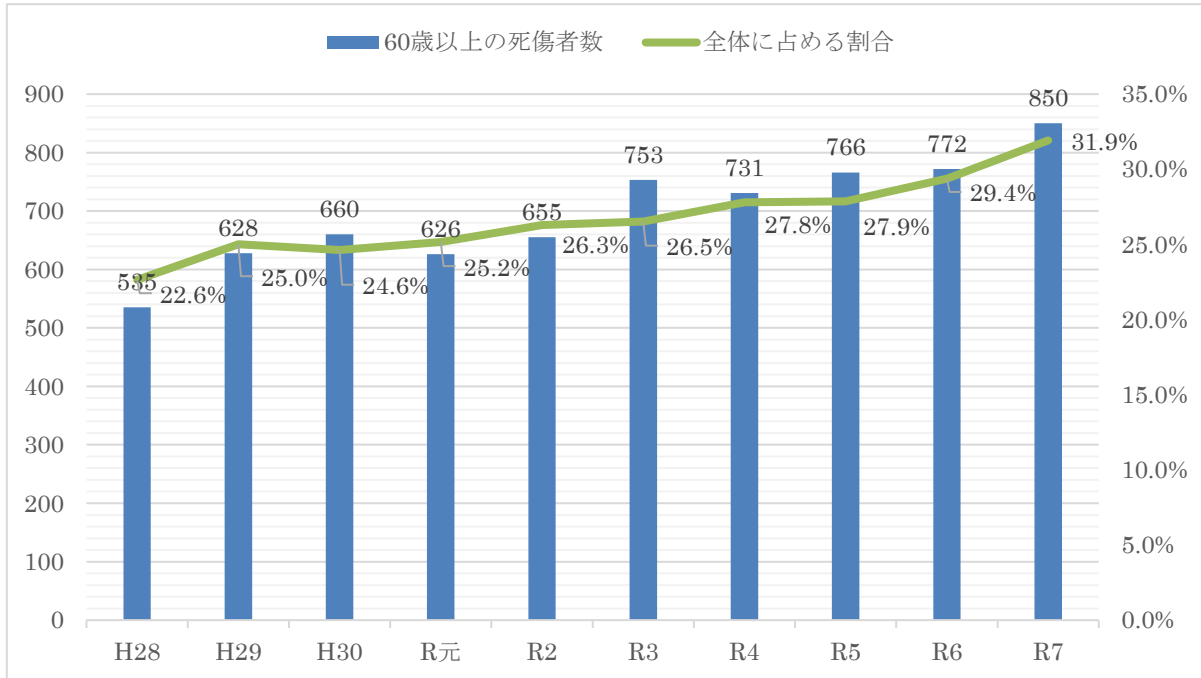
(表7)高年齢労働者の事故の型別の死傷災害発生状況

事故の型別	令和7年	令和6年	前年比(人)
転倒	368	306	+62
墜落・転落	153	115	+38
動作の反動・無理な動作	75	81	-6
はさまれ・巻き込まれ	70	82	-12
切れ・こすれ	37	31	+6
交通事故(道路)	28	17	+11
その他	119	140	-21
合計	850	772	+78

(図8) 高齢労働者の事故の型別の死傷災害発生割合



(図9) 高齢労働者(60歳以上)の死傷者数の推移



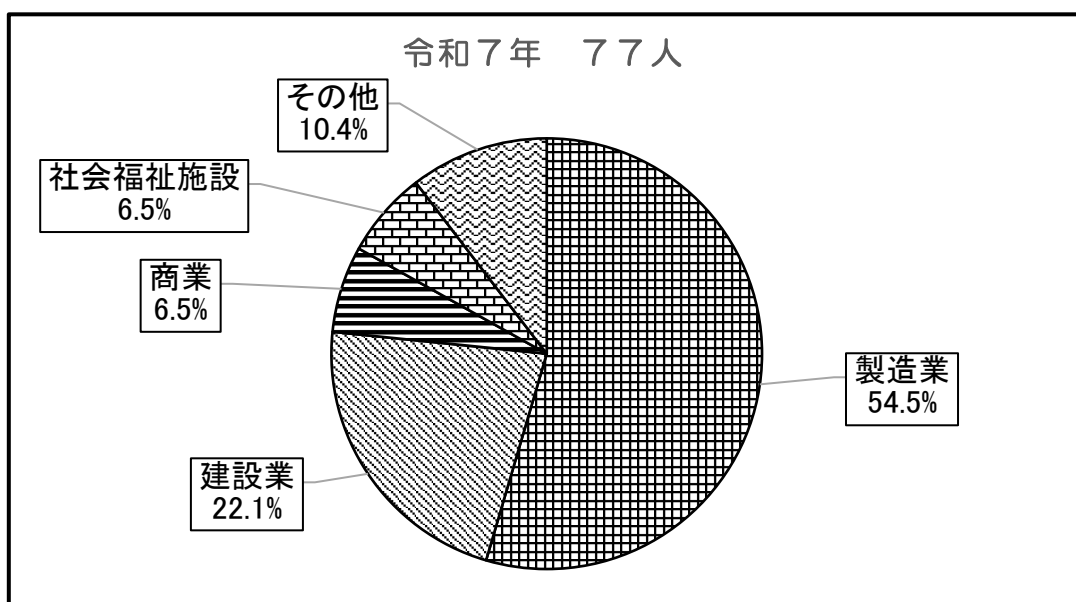
(6)外国人労働者の休業4日以上死傷災害発生状況

外国人労働者の死傷者数は77人と前年に比べ17人増加しました。

(表8)外国人労働者の業種別の死傷災害発生状況

	令和7年	令和6年	前年比(人)
製造業	42	31	+11
建設業	17	12	+5
商業	5	9	-4
社会福祉施設	5	3	+2
その他	8	5	+3
合計	77	60	+17

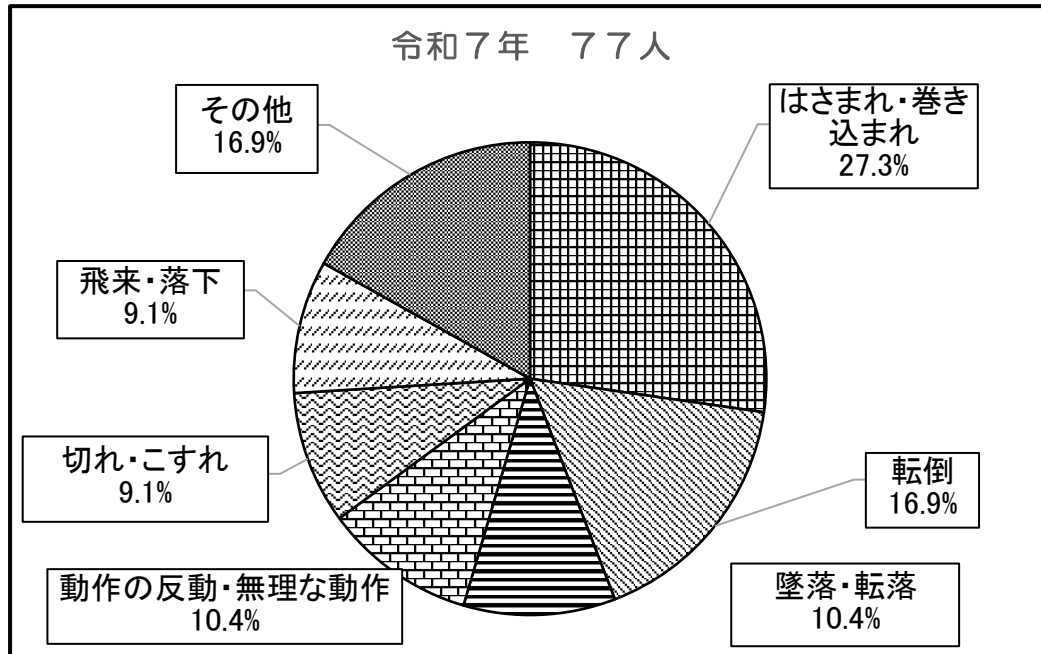
(図10)外国人労働者の業種別の死傷災害発生の割合



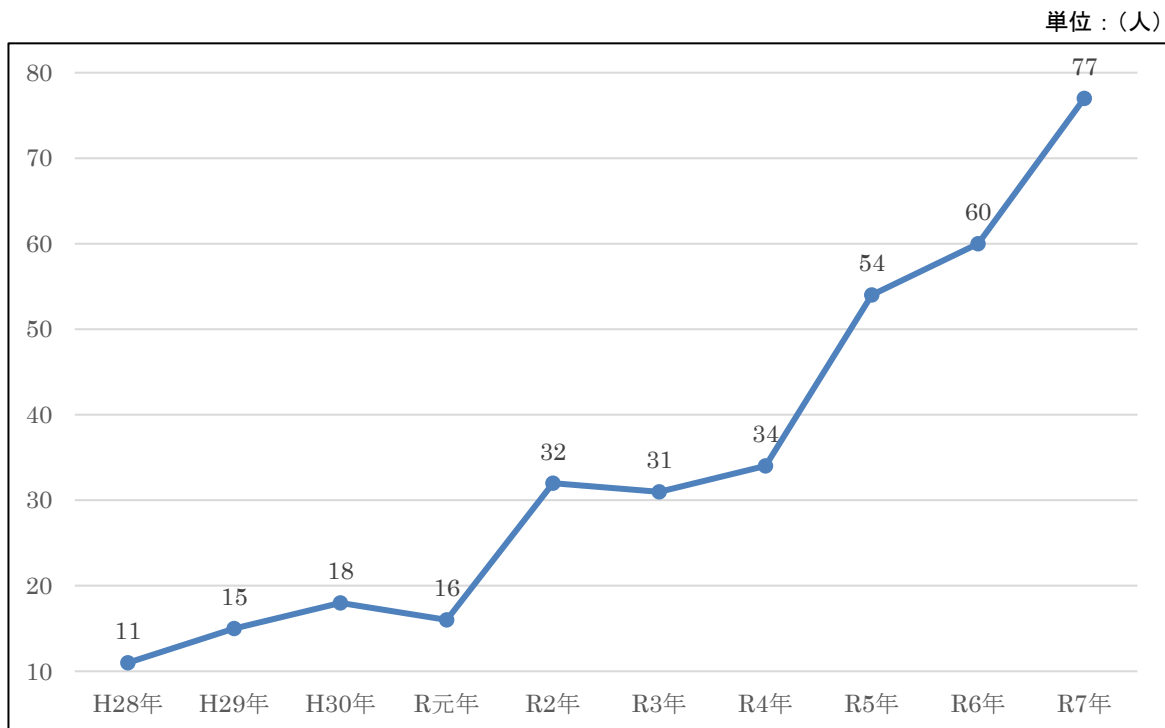
(表9)外国人労働者の事故の型別の死傷災害発生状況

事故の型別	令和7年	令和6年	前年比(人)
はさまれ・巻き込まれ	21	13	+8
転倒	13	8	+5
墜落・転落	8	7	+1
動作の反動・無理な動作	8	6	+2
切れ・こすれ	7	13	-6
飛来・落下	7	6	+1
その他	13	7	+6
合計	77	60	+17

(図 11)外国人労働者の事故の型別の死傷災害発生割合



(図 12)外国人労働者の死傷者数の推移



令和7年 業種別死亡災害発生状況

○製造業

No.	発生月	発生状況
1	1月	自動研磨機の運転を停止せずにバフ盤に手作業で研磨剤を塗布していたところ、回転していた2本のバフ盤の間に右腕を巻き込まれた。 [40歳代]
2	1月	工場内において、天井クレーンにより反転させた鋳物製品(重量約1.9t)を枕木の上に立てた状態で玉掛用具(つりチェーン)を外した際、鋳物製品が倒れ、金属製の棚と鋳物製品の間にはさまれた。 [20歳代]
3	4月	アスファルトタンク投入口のゲートが通常の操作では開かない状態となっていたため、被災者がレバーブロックを用いてゲートを開けようとしたところ、ゲートが開き、ゲートとゲートの枠に体をはさまれた。 [40歳代]
4	7月	被災者は、充填シール機のシール台車のゴム受け箇所を点検していた。途中、機械の運転を停止せずに機械内部へ頭部を入れた状態で点検していたところ、密封端子ボックスと支柱の間に頭部を挟まれ、頭部外傷により死亡した。 [30歳代]
5	10月	機械の部品交換をするため、被災者と同僚とで打ち合わせを行っていたところ、被災者が機械の稼働範囲内に立ち入ってしまい頭部を挟まれ死亡した。 [40歳代]
6	12月	事業所敷地内において、軽トラックを運転していたところ、高さ約30メートルの崖から転落したものの。 [50歳代]

○建設業

No.	発生月	発生状況
1	1月	倉庫の中2階において、エンジンポンプを探していたところ、中2階の端部から墜落し、ユニック車の突起物に上半身をぶつけ、その後地面に墜落した。 [70 歳代]
2	3月	地中埋設物の撤去作業を行っていた際、地中のケーブルを玉掛けワイヤーで束ね、ドラグショベルをクレーンモードにして引き上げたところ、埋設されていた鋼管と一緒に持ち上がり、被災者の頭部に激突した。 [50 歳代]
3	8月	一般住宅の屋根の塗装作業を行っていた労働者が、高さ約 3.9m の玄関ポーチの屋根上で塗装作業をしていたところ、墜落した。 [40 歳代]
4	9月	空き家の雑木剪定作業後に作業完了の写真撮影を行うため、被災者は軽トラックを道路に停車して運転席を降りて歩いていたところ、無人の軽トラックが後退したため、止めようと荷台後方に回り込んだところ、軽トラックに激突され、近くのブロック塀に後頭部を強打した。 [30 歳代]
5	10月	キュービクル内部で確認作業中、誤って充電部に接触又は接近してしまい感電した。 [20 歳代]
6	11月	送電線の設備保守作業中に宙づり状態で動けなくなった。次第に体温が低下して死亡した。 [40 歳代]

○その他(製造・建設以外)

No.	発生月	発生状況
1	2月	新聞配達のため歩行中、大型トレーラーにはねられたもの。 [60 歳代]

2	2月	<p>高速道路にてタンクローリーを運転中、高速バスのバス停へ入る側道へ進入し、前進し続けた結果、ワイヤーロープ防護柵を突き破り道路下の法面に転落した。</p> <p>[40 歳代]</p>
3	3月	<p>個人宅の敷地内で、プロパンガスボンベの配達員が、配達用のトラック(最大積載量3t)の後輪車軸と地面との間にはさまれた状態で住人に発見された。</p> <p>目撃者はいないが、トラックの停止位置が斜面だったので後方に逸走したものと推定される。</p> <p>[60 歳代]</p>
4	5月	<p>被災者は出張先において、製材装置から集じんされたおがくずを溜めておく建物からトラックの荷台におがくずを積み込む作業を一人で行っていた。被災者が作業を開始してからしばらく経過しても被災者の姿が見当たらなかったことから捜索を行ったところ、トラック荷台のおがくずの中から被災者が発見された。被災者の死因は窒息死であった。</p> <p>[70 歳代]</p>
5	6月	<p>資材を納品先へ配達するため、トラックを運転していた労働者が、橋の南橋詰を走行中、道路脇の斜面にはみ出して、そのまま橋の直下にある市道に落下した。</p> <p>[20 歳代]</p>
6	7月	<p>一人で農作業を行っていた被災者が倒れているのが発見された。当日はWBGT 値が 33℃以上観測されており、熱中症により死亡したものと推定される。</p> <p>[60 歳代]</p>
7	8月	<p>高速道路でトラックを運転中、追越車線から走行車線に戻る際に、トラック後方の走行車線を走行していた乗用車に接触して操作不能となり、トンネル壁面に激突した。</p> <p>[50 歳代]</p>
8	9月	<p>事務所内において、体調の悪い様子で椅子に座っている労働者が発見された。その後、救急搬送されたが熱中症により死亡した。当日は熱中症警戒アラートが発令されていた。</p> <p>[50 歳代]</p>
9	12月	<p>一般車両を含めた多重事故に巻き込まれ、死亡した。</p> <p>[40 歳代]</p>

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材
全員参加
みんなで育てる
安全職場

今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
 - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑦ 熱中症予防対策
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - ウ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

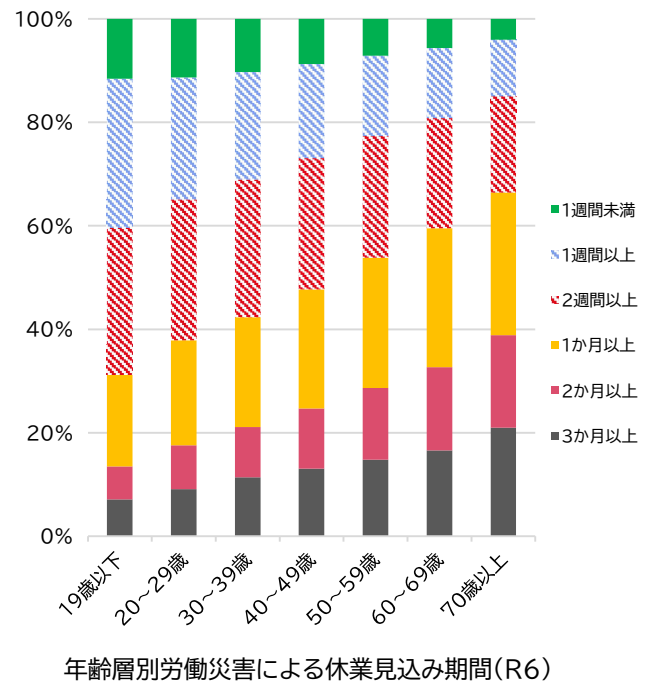
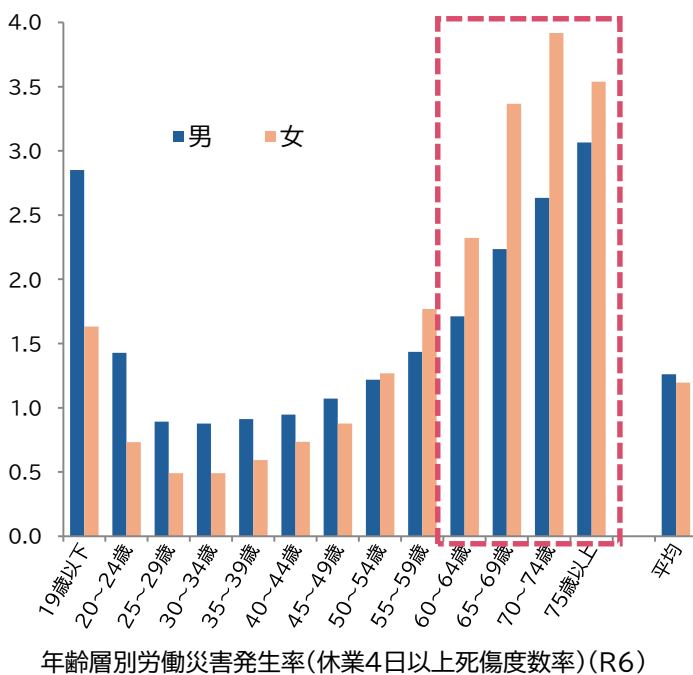
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

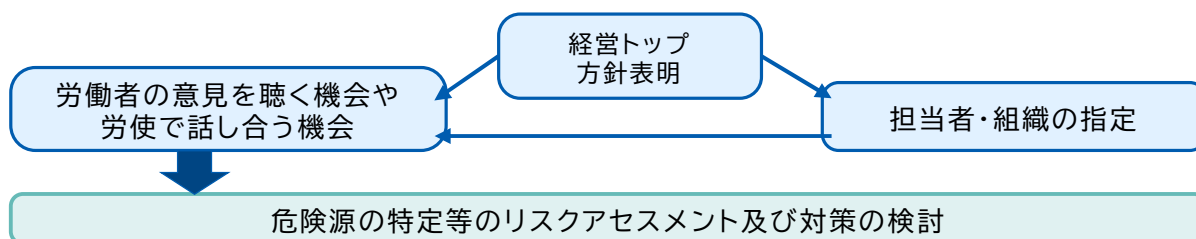
指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
<p>階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	<p>リフトやスライディングボード等の導入</p>	<p>体温を下げるための機能のある服などの導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

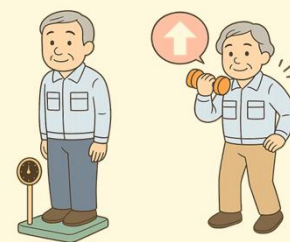
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。